

米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務
簡易公募型プロポーザル実施要領

米子市上下水道局下水道整備課

1 業務概要

(1) 業務名

米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務

(2) 業務の目的

米子市の公共下水道事業は、事業開始から既に50年以上が経過しており、施設の老朽化が進行し、施設の維持管理や改築修繕を効率的かつ効果的に実施していくことが求められている。

本市においても、今後の人口減少に伴う技術系人材の減少や使用料収入の減少、老朽化ストックの増大等の課題解決手法のひとつとして、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を進めている。

本業務は、過年度に実施した「米子市公共下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務」の結果を踏まえて、水の官民連携導入のための事業費の試算及び必要となる公告資料等の作成を行うとともに、水の官民連携発注時に必要となる支援等を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 業務処理期間

(1)の業務（以下「委託業務」という。）に係る契約の締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

30,824,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

2 参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和8年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

(2) 平成28年4月1日以降に、下水道事業を実施する地方公共団体（人口が14万人以上のものに限る。）等が発注した、導入可能性調査業務、発注支援業務など、下水道包括的民間委託に関する業務を受注した実績があること。

(3) 受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する担当技術者を配置すること。

(4) 管理技術者は、本業務の統括管理及び下水道に係る一体とした総合的な事業検討が求められることから、下水道包括的民間委託導入可能性調査業務、発注支援業務又は類似調査・計画・支援業務の担当実績を有し、かつ技術士（総合技術監理部門：上下水道、又は上下水道部門：下水道）、あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。

(5) 担当技術者及び照査技術者は、下水道に係る一体とした総合的な事業検討が求められることから、下水道包括的民間委託導入可能性調査業務、発注支援業務又は類似調査・計画・支援業務の担当実績を有している、又は技術士（総合技術監理部門：上下水道、又は上下水道部門：下水道）、あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(7) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 参加申込み及び選考

(1) スケジュール

日程	内容
令和８年 ８月３１日（月）	公告[募集開始]、質問受付開始
令和８年 ９月 ９日（水）	参加申込書提出期限
令和８年 ９月１８日（金）	技術提案書等提出期限
令和８年１０月 ２日（金）	優先交渉権者及び次点者の決定
令和８年１０月 ８日（木）	契約締結[※予定]

(2) 参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和８年９月９日（水）午後５時
- イ 提出場所 米子市上下水道局下水道整備課
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。
- エ 提出書類 参加申込書（様式１）

(3) 技術提案書等の提出

- ア 提出期限 令和８年９月１８日（金）午後５時
- イ 提出場所 米子市上下水道局下水道整備課
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。
- エ 提出書類 別表１に掲げる書類
- オ 提案内容 仕様書に基づき、次の事項に留意して提案書を作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。
- ① 実施方針・業務工程をＡ４版（縦置）各１枚で記載すること。
 - ② 以下の特定テーマに関する提案を、Ａ４版（縦置）計２枚で記載すること。
 - ③ 文章を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。
 - ④ 技術提案書の文字の大きさは１０．５ポイント以上とする。

【特定テーマ】

（テーマ１）「水の官民連携への円滑な移行方策」

既に完了している導入可能性調査の結果を踏まえ、水の官民連携の円滑な事業化及び発注段階への移行を支援するための具体的方策について提案を求める。特に、調査で整理された事業スキーム案や課題を前提として、最適な契約条件（契約形態、リスク分担、性能要求水準等）の具体化、民間事業者の参入意欲を高めるための公募条件・評価基準の設定、並びに透明性・競争性を確保した事業者選定プロセスの構築について示すこと。

（テーマ２）「具体的実施策の提示」

事業化に向けたスケジュール管理、関係者調整、要求水準書・公募資料の作成支援、さらには現処理場包括委託で示している地域連携方針を踏まえた持続可能な事業運営スキームの確保及び住民理解の醸成に資する取組について、実効性を有する方策を示すこと。

カ その他独自提案等

計画策定に当たり、その他の独自提案があれば記述すること。（特定テーマに関する提案とは別に、Ａ４版（縦置）１枚以内とすること。）

キ 特記事項

- ① 技術提案書等の提出時に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、米子市上下水道局の指定した日とする。
- ② 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合において、当該書類は返却しないものとし、改めて、改変後の書類を提出する際は改変箇所を明示すること。
- ③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。
- ④ 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容とすること。
- ⑤ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めること。
- ⑥ 技術提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。
 - ・ 下水整備状況（下水管台帳、雨水整備区域、幹線整備状況、水理構造物の構造）
 - ・ 下水道計画（一般平面図、施設区画割平面図、流量計算書、計画降雨諸元、降雨強度式）
 - ・ 雨水管理総合計画作成業務報告書（令和６年３月）
 - ・ 米子市公共下水道事業ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務（令和７年１２月）
 - ・ その他、提案書等の作成に必要と認められる資料

※閲覧期間：プロポーザル手続に係る公告の日から技術提案書等提出期限の前日まで（午前９時３０分から午後４時３０分まで）

4 質問の受付及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和8年9月8日（火）午後5時

イ 提出方法

質問書（様式2）を作成し、次の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。また、質問書を送信した場合は、11の問合せ先へ、電話によりその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外の方法により提出された質問には、回答しない。

電子メールアドレス seibi@city.yonago.lg.jp

(2) 質問への回答

質問への回答は、令和8年9月11日（金）までに、参加申込者全員に対し、質問者の名称等を伏せた上で、電子メールにより回答する。

5 プロポーザル手続への参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

6 審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市及び米子市上下水道局の職員で構成するプロポーザル選考委員会において下記の配点基準により採点し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加申込者が1社の場合は、審査の結果、当該参加申込者に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

[配点基準]

評価項目	審査内容	配点
企業の経験	同種業務の実績	30点
配置技術者	管理技術者の資格・実績	10点
	担当技術者の資格・実績	10点
実施方針	業務の理解度	10点
	実施方針の妥当性	10点
	業務工程の妥当性	10点
提案内容	技術提案の内容 テーマ1 「水の官民連携への円滑な移行方策」 テーマ2 「具体的実施策の提示」	60点
独自提案	独自提案の内容	30点
見積価格	見積価格の妥当性	30点
合 計		200点

7 審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後、令和8年10月2日（金）までに決定し、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結時期 令和8年10月8日（木）[※予定]

(2) 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

ア 優先交渉権者が、審査後に、2に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。

エ アからウまでに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

9 委託業務の範囲と留意事項

委託業務の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、米子市上下水道局の判断により、契約の締結段階及び業務処理中において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した技術提案書等の内容を追加することがある。

配置する管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、委託業務期間中の変更を原則認めない。

10 その他の留意事項

(1) 次に掲げる場合は、プロポーザル手続に参加することができない。

ア 必要書類を提出期限までに提出しない場合

イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

ウ プロポーザル手続への参加に関して不正の行為又は公正さを欠く行為があった場合

エ 参考見積額が、30,824,200円を超える場合

(2) 技術提案書等の内容に関する責任は、参加申込者が負うものとする。

(3) プロポーザル手続への参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 参加申込者は、審査の経緯及び結果について、異議申立てを行うことはできない。

(6) 米子市上下水道局は、提出された技術提案書等を、参加申込者に無断で二次的に使用しない。

(7) 本業務の受注者は、米子市上下水道局が発注する、水の官民連携の入札・公募に参加することはできない。

11 問合せ先

米子市 上下水道局 下水道整備課 管路維持担当

郵便番号 683-0834

鳥取県米子市内町172番地1

電話 0859-34-1301

ファクシミリ 0859-34-7522

電子メールアドレス seibi@city.yonago.lg.jp

別表 1

提出書類	様 式 等	提出部数等
技術提案書一式	簡易公募型プロポーザル業務・技術提案書（様式3）	（紙媒体） 原本 各1部 写し 各1部 （電子媒体） CD-R 1枚
	提案者概要書（様式4）	
	同種業務の実績書（様式5）	
	業務処理体制書（様式6） ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。	
	配置予定技術者の経歴・実績書（様式7） ・有資格者については、資格者証（写し）を添付すること。	
	技術提案書（指定様式なし） ・3(3)オについて記載すること。 ・図面等を挿入する場合は、指定された枚数に収めること。 ・文字サイズは、10.5ポイント以上とする。 ・技術的提案に添付された図表及び写真については、技術的提案内容を補完するものとし、評価の加点要素とはならない。 ・略語及び専門用語には注釈を付ける等、分かりやすい文章とすること。	
参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書（消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載） ・見積内訳書（参考見積書の内訳）	
その他資料	・指定様式なし ・この要領に付随する意見、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば、提出すること。	

※ 紙媒体については上記書類一式を製本して、原本1部、写し1部を提出すること